


庁議付議事案書

開催・平成27年3月20日

所管部課	総務部総務管財課		部長	北田 和雄		
件名	東大和市契約事務規則の一部を改正する規則について					
	区分	○	1	審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 入札保証金及び契約保証金を免除できる要件の改正 旧) 過去2年の間に地方公共団体等と同種・同規模の契約を複数件受注等した者で、その者が契約を締結（履行）しないこととなるおそれが無いと認められるとき。 新) 受注実績及び履行状況、契約の規模及び内容その他の事情を勘案して必要がないと認めるとき。</p> <p>(2) 最低制限価格の設定範囲の改正 旧) 10分の8から3分の2の範囲内 新) 10分の7以上</p> <p>(3) 契約書作成を省略できる場合の追加 「非常災害又はこれに準ずる緊急事態の発生に際し、人命及び財産の保護のため必要な物品の買入れ、工事の請負その他の契約をするとき」には、契約書の作成を省略できる。</p> <p>(4) 様式の変更・削除 契約台帳等、内部帳票の様式削除</p> <p>(5) その他文言修正等の所要の改正</p> <p>2. 施行予定日 公布の日</p> <p>3. 影響と効果 ・契約事務の合理化及び適正化を図ることができる。 ・新規参入の市内事業者等の入札参加の簡易化を図ることができる。</p>						
2 経 過（現在に至るまでの経過） 文書課審査済						
3 留意事項（問題点等）						
4 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正の事務を進めたい。						
5 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。